函南町森林整備計画書

計画期間

（自　令和　4年　4月　1日
　至　令和14年　3月31日）

（変更　令和　7年　3月31日）

静岡県
函南町

はじめに

函南町森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第 10 条の５の規定により、函南町内の森林を適切に整備していくことを目的として、函南町における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして町長が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める伊豆地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、伊豆地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和７年４月１日から効力を生じます。

＜目　次＞

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項　…１
第１　森林整備の現状と課題　…１
１　函南町の概要
２　森林の概況
３　これまでの取組と課題
４　方針
第２　森林整備の基本方針　…６
１　森林の機能と望ましい姿
２　森林整備の基本的な考え方
３　地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定
４　その他必要な事項
第３　森林施業の合理化に関する基本方針　…18
１　森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進
２　森林施業の共同化の促進
３　林業に従事する者の養成及び育成・確保

Ⅱ　森林整備の方法に関する事項　…19
第１　伐採に関する事項　…19
１　伐採の方法
２　標準伐期齢
第２　造林に関する事項　…22
１　人工造林に関する事項
２　天然更新に関する事項
３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
４　森林法第 10 条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準
第３　保育・間伐に関する事項　…28
１　保育の作業種別の標準的な方法
２　間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法
３　計画期間内に間伐を実施する必要がある森林
第４　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　…30
１　作業路網の整備に関する事項
２　その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　…33
１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
２　森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策
３　森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
４　森林経営管理制度の活用に関する事項
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項　…34
１　森林施業の共同化の促進に関する方針
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
第７　その他森林整備に関する必要な事項　…35
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
２　林業機械の導入の促進に関する事項
３　林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ　森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項　…36
第１　森林の病害虫の駆除又は予防の方法等　…36
１　森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法
２　森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針
第２　鳥獣による森林被害対策の方法　…36
１　鳥獣害防止森林区域の設定
２　鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法
３　その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法
４　鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等
第３　林野火災の予防の方法　…37
第４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　…38
第５　その他必要な事項　…38
１　病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
２　その他

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項　…39
第１　保健機能森林の区域　…39
第２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法　…39
第３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備　…40
１　森林保健施設の整備
２　立木の期待平均樹高
第４　その他必要な事項　…40

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項　…41
第１　森林経営計画の作成に関する事項　…41
１　森林経営計画の記載内容に関する事項
２　一体整備相当区域
第２　生活環境の整備に関する事項　…41
第３　森林整備を通じた地域振興に関する事項　…41
第４　森林の総合利用の推進に関する事項　…41
第５　住民参加による森林の整備に関する事項　…42
第６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項　…42
第７　その他必要な事項　…43
１　施業の制限を受けている森林に関する事項
２　森林の土地の保全に関して留意すべき事項
３　土地の形質の変更にあたり留意すべき事項
４　環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項
５　公有林の整備に関する事項
６　良好な森林景観の形成に関する事項
７　森林所有者への働き掛けによる森林整備の推進
８　公共建築物での木材利用
９　地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

（法第 10 条の５第２項第１号及び第５号）

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定める。

第１　森林整備の現状と課題

１ 函南町の概要

本町は、ふじのくに・静岡県の東部伊豆半島の玄関口に位置し、箱根南麓の緑豊かな自然と、どこからでも秀麗富士を望むことのできる景観に恵まれた町である。

また、東名高速道路「沼津 IC」及び新東名高速道路「長泉沼津 IC」から「伊豆縦貫自動車道」に接続されており交通の便もよく、風光明媚で気温温暖、豊かな自然と美味しい農産物、古くは湯治場として親しまれてきた国民保養温泉の町である。

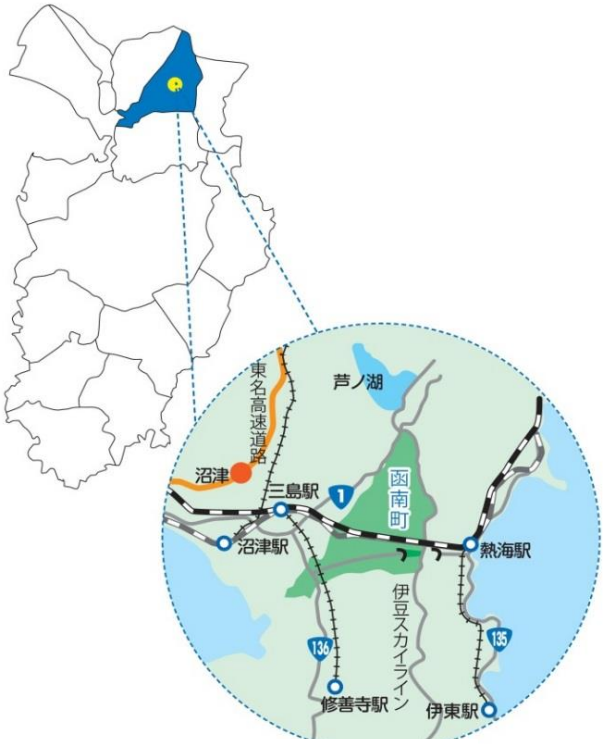

図１　函南町概況図

２森林の概況

（１）概況

総面積 6,516ha のうち、森林面積は 3,567.87ha で、総面積の約 55%を占めている。このうち、本計画の対象森林面積は 3,567.87ha であり、スギ・ヒノキを主体とした人工林面積が 1,862.53ha（人工林率 52%）を占めている。

人工林の約 99%が 40 年生以上で、資源として成熟しており、積極的な利用が望まれる。

（２）森林の特色

ア 箱根南麓の植林活動

本町の箱根南麓一帯はもともと草刈り場として使用されてきた背景から、下記に紹介する函南原生林以外は、荒涼とした原野が広がる地域であった。

しかし、昭和 27 年４月４日に昭和天皇・皇太后殿下の行幸啓を仰ぎ、第３回全国緑化大会（植樹祭）が当町の桑原地区で開催され、4,000 名の参加者によりヒノキ苗を記念植樹し、それ以来、急速な植林地の拡大により、立派な緑の森林が形成されている。

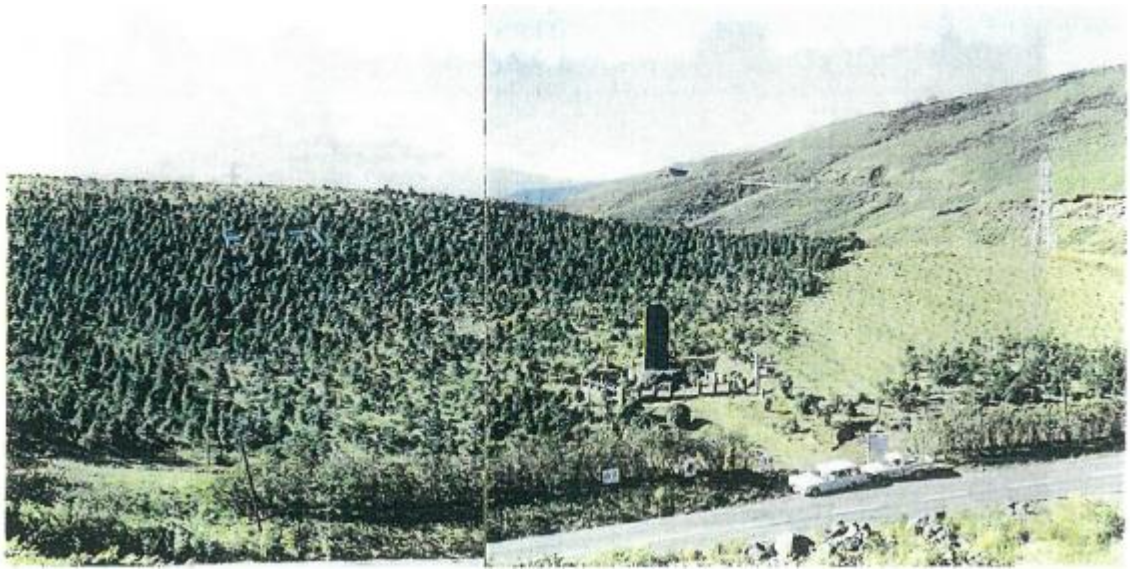

お手植え林（撮影：昭和 43 年 10 月）

拡大した森林（撮影：平成 28 年 10 月）

イ　函南原生林（箱根禁伐林）

函南原生林は当町の桑原地内にあり、箱根外輪山の一つである鞍掛山の標高約 840m 付近の南西斜面から、来光川上流の 550m 付近に広がっている総面積約 223ha の森林で、箱根南麓唯一の森林として、藩政時代から禁伐林として立入りが厳しく禁じられてきた場所である。

そのため、江戸時代から今日まで、400 年以上に渡って手厚く保護されてきた自然林を観察することができる。樹種としては涼しい場所を好むカエデ、ブナ、ケヤキなどに混じって、暖かい場所を好むアカガシやウラジロガシなどとその中間に育つヒメシャラ等が生育しており、洪水を防ぐ機能や下流の水田を潤す水源涵養林として、現在でも管理されている。

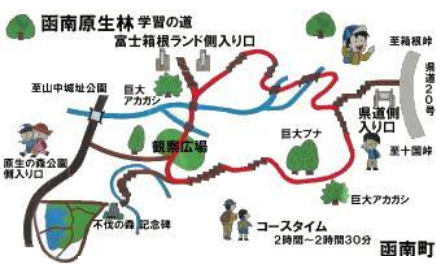

函南原生林の概要

函南原生林写真

３これまでの取組と課題

（１）森林の持つ多面的機能の発揮（水資源の保全、治山治水機能の強化）

当町では、過去に水系上流部の森林の公益的機能発揮を目指し治山事業による森林整備が積極的に取り組まれてきた。

近年頻発する集中豪雨等による災害の多発化・激甚化への対策が必要なことから、水源の涵養、土砂流出・崩壊防止及び生活環境の保全等、森林の持つ公益的機能の重要性は益々高まっている。今後についても自然環境の保全や景観に配慮しながら、治山事業等による森林整備を推進していく。

林道箱根山線付近の間伐

静岡県森の力再生事業

（２）森林資源の利用

当町は下記グラフに示す通り、人工林の約 99%が 40 年生以上で、木材資源が成熟しており、木材の利用を通して森林整備を推進していくことが重要である。

町内では、林業経営体により、平成 28 年度から令和５年度までの期間で 1,115.63ha の森林経営計画が作成されており、計画的な間伐と木材の生産が行われているが、限られた地域での取り組みである。

今後も小規模な森林所有者を、集約化して森林の所有者間の相互協力を進め、森林整備を図る必要がある。

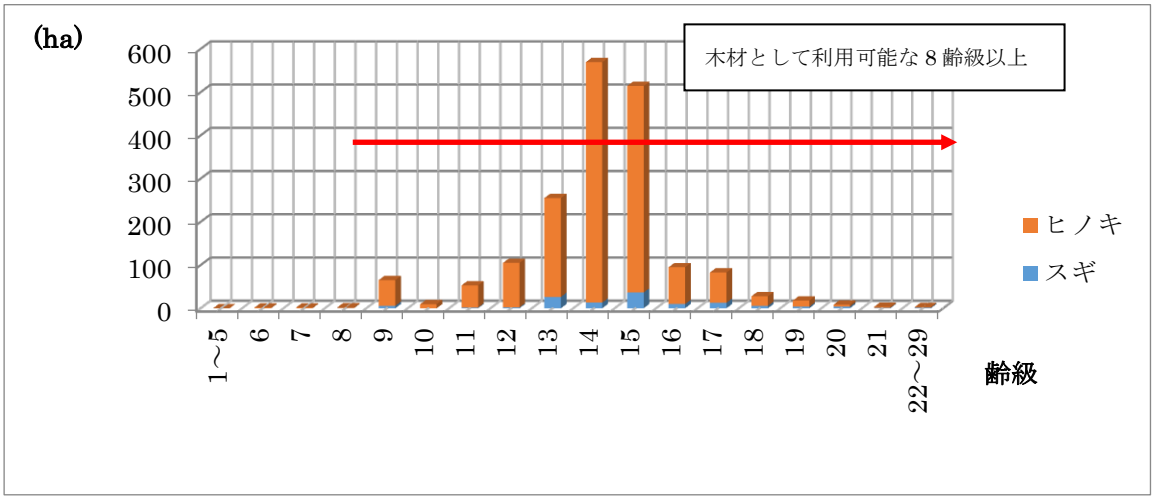

※ヒノキ・スギ齢級別森林面積（全体 1,811.77ha 内訳：ヒノキ 1,689.90ha スギ 121.87ha）

整備された森林（田代地区）

生産された木材（桑原地区）

（３）適正な土地利用

町内山間部では、太陽光発電事業等による森林の開発行為が増加傾向にある。森林は、自然災害の防止、水源の確保、良好な景観の形成など、様々な役割を果たしており、無秩序な開発行為防止に努めることや再生可能エネルギー発電事業との調和を図ることにより、森林の持つ多面的な機能を維持していくことが重要となっている。

良好な森林環境を保つため、関係法令に基づいた適正な土地利用の運用が必要とされる。また、違法伐採防止のパトロールや指導を関係機関と連携し適宜行っていく必要がある。

（４）町民の憩いの場の整備

当町の北東部来光川の源流部に位置する標高 460～680m の約 14.0ha の地域（保健保安林）を、国土保全とあわせて保健教養の場として公共治山事業（生活環境保全林整備事業）により原生の森公園が整備されてきた。

「函南原生林」に隣接しているこの公園では、展望台から富士山、駿河湾の遠望を楽しめるほか、原生林も十分に満喫できる町民の憩いの場となっている。

今後も、自然環境の保全のため、整備箇所の維持管理を継続していく。

原生の森公園

原生の森公園遊歩道

４　方針

（１）森林整備の推進

当町の一部地域では、計画的な間伐と木材生産が行われており、木材生産を通じた森林整備が拡大しつつある。

今後も、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させていくため、森林施業の集約化を進め、森林経営計画制度の活用による人工林での間伐等の森林施業の促進に努めていく。

森林経営計画制度に基づく間伐

なお、町内に林業施業を専門的に行う林業経営体が存在しないため、近隣の森林経営に関する意欲のある者に対して、必要な情報の提供、助言、指導その他の援助を行い、森林を整備する者の確保を行っていく。

また、関係機関と連携しながら森林整備促進に向けた支援を行う。

（２）適正な土地利用の確保

森林の持つ公益的機能の重要性は益々高まってきていることから、伐採及び伐採後の造林の届出、保安林、開発の各種制度を適切に運用し、違法伐採の減少と伐採地の確実な更新に努める。

再生可能エネルギー発電事業による開発行為については、自然環境と開発事業の調和を図るため、地域森林計画対象民有林及び保安林の区域について抑制区域に指定した。これにより、自然災害の発生を防ぎ、町民の安全・安心で生活しやすい環境保全に寄与するため、森林の適正利用を図る。

（３）自然環境の保全

函南原生林自然環境保全地域に代表される良好な自然を次世代へ継承するため、今後も自然環境を保全する。

また、大規模な伐採を伴う土地利用にあたっては、治山、緑地の保全等を十分考慮し、雨水対策についても治水・防災等の検討を行い、適切に森林の代替施設等の設置を図る。

第２　森林整備の基本方針

１　森林の機能と望ましい姿

森林の持つ様々な機能は、主に「木材等生産機能」、「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健･レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の７つに分類されており、このうち、水源涵養機能から生物多様性保全機能までの６つの機能は、人々の生活や周囲の環境に広く寄与することから「森林の公益的機能」と呼ばれている。

ここでは、それぞれの森林の機能とその機能の発揮の上から望ましい森林の姿を表１－２－１に示す。

表１－２－１　森林の機能と望ましい森林の姿

機　能		働　き	機能発揮の上から望ましい森林の姿
木材等生産機能		木材等を生産する働きがある。	･林木の生育に適した森林土壌を有している。 ･適正な密度を保ち、形質の良好な林木からなり、成長量が大きい。 ･林道等の生産基盤が適切に整備されている。
公益的機能	水源涵養機能	水資源を保持し、渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する働きがある。	･水を蓄える隙間に富んだ浸透･保水能力の高い森林土壌を有している。 ･下層植生とともに樹木の根が発達している。
	山地災害防止機能／土壌保全機能	自然現象等による土砂崩壊や土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等、山地の荒廃を防止し、土地を保全する働きがある。	･樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れている。 ･適度な光が差し込み、下層植生が発達している。 ･必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている。
	快適環境形成機能	強風や飛砂、騒音等から生活環境を守り、快適な生活環境を形成する働きがある。	･樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高い。
	保健･レクリエーション機能	保健、教育活動に寄与する働き、自然環境を保全･形成する働きがある。	･多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している。 ･身近な自然として又は自然とのふれあいの場として適切に管理されている。 ･必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている。
	文化機能	自然景観や歴史的風致の構成要素となり、優れた美的景観を形成する働きがある。	･史跡･名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している。 ･必要に応じて文化･教育的活動に適した施設が整備されている。
	生物多様性保全機能	地域の生態系や生物多様性の保全に寄与する働きがある。	･原生的な森林生態系を保持している。 ･学術的に貴重な生物種が生育･生息している。

２　森林整備の基本的な考え方

（１）　森林の機能別の区域

表１－２－１に示した森林の機能を特に発揮する必要のある森林について、森林の機能の維持増進を図るための森林として表１－２－２のとおり定める。

表１－２－２　森林の機能別の区域

機 能		森林の機能別の区域
木材等生産機能		木材等の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「木材等生産機能維持増進森林」）
公益的機能別施業森林	水源涵養機能	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「水源涵養機能維持増進森林」）
	山地災害防止機能 土壌保全機能	山地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」）
	快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「快適環境形成機能維持増進森林」）
	保健･レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 （以下、「保健文化機能維持増進森林」）

（２） 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表１－２－３のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表１－２－４のとおり定める。

表１－２－３　施業の方法（施業種）

<table>
<tr><th>区域</th><th>施業種</th><th>主伐</th><th>間伐</th></tr>
<tr><td>木材等生産機能維持増進森林
（木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」））</td><td>通常伐期</td><td>Ⅱの第１に示す「伐採に関する事項」のとおりとする。</td><td rowspan="3">Ⅱの第３の１「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。</td></tr>
<tr><td>水源涵養機能維持増進森林</td><td>伐期の延長</td><td>主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢に 10 年加えた林齢以上とし、その下限を表１－２－４に示す。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

快適環境形成機能維持増進森林

保健文化機能維持増進森林</td><td>長伐期</td><td>主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢の２倍の林齢以上とし、その下限を表１－２－４に示す。</td></tr>
<tr><td>択伐による複層林</td><td>伐採方法は、択伐とし、Ⅱの第１の１(2)に示す「伐採（主伐）の標準的な方法」の育成複層林の項目のとおりとする。</td><td>複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内の明るさが低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため、適時に間伐を実施する。
この場合、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を常に維持する。</td></tr>
</table>

※1　ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用するが、主伐の時期は下限値が高い方を適用する。例えば、「水源涵養機能維持増進森林」（施業種は「伐期の延長」）と「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」（施業種は「長伐期」）の区域が重複した場合、伐期は「おおむね標準伐期齢の 2 倍の林齢以上」とする。

表１－２－４　主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	35	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	60	25	35
長伐期	64	72	56	80	24	40

※１　マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※２　標準伐期齢は、Ⅱの第１の表２－１－３を参照

※３　択伐による複層林は、通常伐期と同様とする。

（３）　森林の整備・保全の考え方

表１－２－２に定めた森林の機能の維持増進を図るための森林について、森林の整備及び保全の考え方を表１－２－５のとおり定める。

表１－２－５　森林の整備・保全の考え方

区域		森林の整備・保全の考え方
木材等生産機能維持増進森林		・地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等生産機能が十分に発揮されるよう、計画的な伐採による木材の安定供給に努める。 ・森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。 ・施業種は、「通常伐期」とする。 ・木材等生産機能の維持増進を図るため、伐採後は有用樹種により確実かつ早期に再造林するよう努めるものとする。
	特に効率的な施業が可能な森林	・木材の継続的生産による安定供給を促進するため、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。 ・施業種は通常伐期とする。
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	・ダム等利水施設の上流部においては、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・下層植生の維持や根系の発達を確保するため、適切な保育･間伐を推進する。 ・施業種は、「伐期の延長」とする。
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	・山地災害の発生の危険性が高い森林では、土砂流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・渓岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止工や土留工等の施設の設置を推進する。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る。 ・施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保を図る。

	快適環境形成機能維持増進森林	・生活環境の保全のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・風や潮の害を防ぎ、砂の移動を抑える働きをする森林では、皆伐を避ける。 ・松くい虫被害の拡大を防止するため、内陸側のマツ林で、広葉樹等への樹種転換が可能な森林は、積極的に樹種転換を進める。 ・地域の快適な生活環境を保全するため、所有者、地域住民、行政及びＮＰＯ等との協働により、適切な保育・間伐を進める。 ・施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保を図る。
	保健文化機能維持増進森林	・保健･風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・保健機能維持増進森林においては、間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 ・施業種は、「長伐期」とし、適切な伐区の形状・配置により機能の確保を図る。また、特に生態系や生物多様性を保全する機能を発揮させる必要がある森林では、「択伐による複層林」とする。

３　地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

（１）　地域の目指すべき森林の姿

地域において期待される森林の機能を踏まえ、各地域における目指すべき森林の姿は、次のとおりとする。

ア　函南北（桑原・田代・軽井沢・大竹・上沢）地域

函南北地域は、本町の北東部に位置し箱根連山の稜線一帯は富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

また、町の北東部を流れる来光川の源流部には、函南原生林があり、流域の水源地域となっている。

原生林については函南原生林自然環境保全地域に指定されており伐採が規制されている。

原生の森公園

優れた自然環境と景観を有する本地域は、保健・文化機能や生物多様性保全の機能を発揮させるため、町民の憩いの場の適切な管理や森林生態系を保全するとともに、水源涵養機能を高度に発揮させるため、広大なヒノキ植林地の森林整備を通して浸透・保水能力が高い森林を目指すものとする。

なお、土砂流出防備保安林が多い地域では、山地災害に強い森林整備を推進していく。

イ　函南南（畑毛・丹那・畑・平井）地域

函南南地域は本町南東部に位置し、伊豆半島の連山である玄岳が連なる稜線一帯は富士箱根伊豆国立公園に指定されている。地域の南部は富士山の眺望もよく、温泉も湧いていることから、昔から都市郊外の別荘地として注目され、伊豆

縦貫自動車道など主要交通網の整備に伴い、定住する住民も増えている。

この地域の北東部では、土砂災害の危険性が高いことから土砂流出防備保安林に指定されている森林が多いため、山地災害に強い森林整備に推進していく。

また、湧水地が多く点在し、飲料水、用水など地域の用水源として使用されており、水源涵養機能を高度に発揮させるため、浸透・保水能力が高い森林を目指すものとする。

伊豆スカイライン西丹那駐車場から

ウ　函南西（日守）地域

日守山公園

函南西地域は駿河湾奥部の海岸沿いにある静浦山地の山域の標高 191m の大嵐山（日守山）から狩野川の左岸にかけての一帯地域である。

日守山の山頂からは富士山とそのすそ野に広がる街並みを一望できる。そのため風致公園として平成 4 年度から整備を行い平成 7 年度から供用されてきた。町民の憩いの場であり、また、登山道は眺望や健康増進を目的として利用する人も多くなっている。

町民の憩いの場として、自然とのふれあいの場として、保健・レクレーション機能の発揮を目指し、優れた自然環境と景観を有する森林を目指すものとする。

また、地域の山麓には集落があり、周辺の森林の多くが土砂流出防備保安林に指定されていることから山地災害防止の機能を高度に発揮させるための森林を目指すものとする。

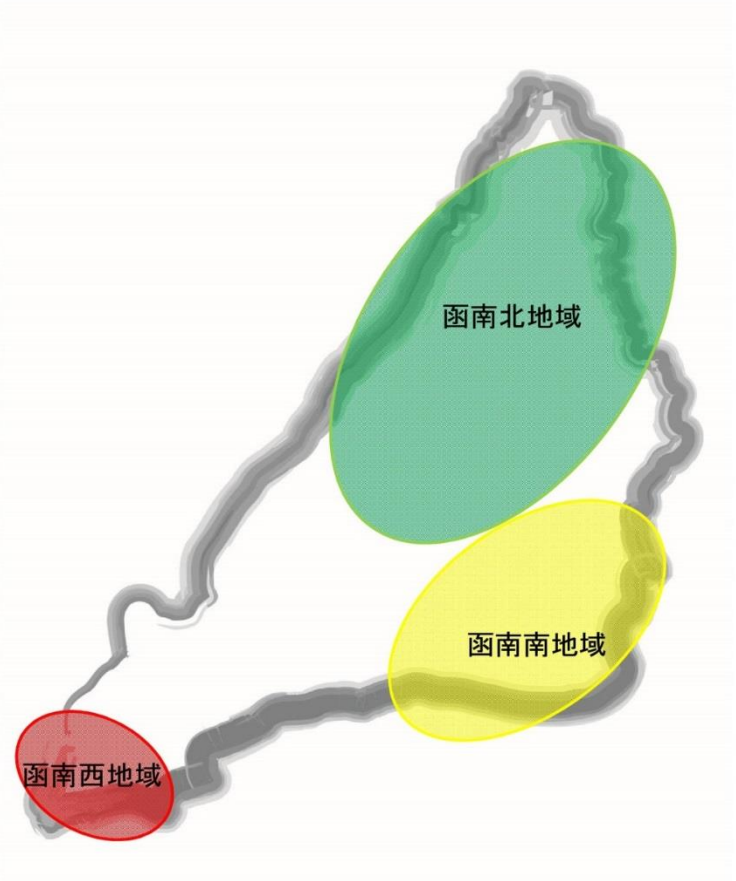

図２　地域の位置図

（2） 森林の区域設定

地域の目指すべき森林の姿を踏まえて、本町において特に森林の機能を発揮する必要のある森林とその施業種を表１－２－６～９のとおり設定する。

表１－２－６　区域設定の基本方針

区域		区域設定の基本方針	
木材等生産機能維持増進森林		立地条件	・ 林木の生育が良好な森林 ・ 地形、地理、林道等の整備状況から効率的な森林施業が可能な森林 ※函南原生林を除く。
		単　位	・ 分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定
	特に効率的な施業が可能な森林	・林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落から距離が近い人工林を中心とした森林等を必要に応じて設定	
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	法的な規制	・ 水源涵養保安林
		立地条件	・ 来光川、柿沢川流域の森林 ・ 地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺の森林
		単　位	・ 分布状況を踏まえ、面的（林班単位）に設定
	山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	法的な規制	・ 土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
		立地条件	・ 山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ・ 土砂流出、土砂の崩落の防備のための治山施設が施工されている森林
		単　位	・ 分布状況を踏まえ、特定の区域(準林班単位、林小班単位)に設定
	快適環境形成機能維持増進森林	立地条件	・ 熱函道路、旧熱函道路、その他県道沿いの交通の安全を確保するため整備を必要がある森林 ・ 町民の日常生活に深く係わりのある森林
		単　位	・ 分布状況を踏まえ、特定の区域（林小班単位）で設定
	保健文化機能維持増進森林	法的な規制	・ 保健保安林 ・ 富士箱根伊豆国立公園（自然公園法） ・ 自然環境保全地域（静岡県自然環境保全条例）
		立地条件	・ 函南原生林（箱根禁伐林） ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している「原生の森公園」の森林 ・ 観光的に魅力のある高原自然景観や植物群落を有する森林 ・ 優れた自然環境や景観を有する国立公園地域 ・ 町民の憩いの及び自然とのふれあいのである「日守山公園」の森林
		単　位	・ 分布状況を踏まえ、特定の区域（林班単位、準林班単位、林小班単位）で設定

表１－２－７　地域別の森林の区域

地域	機能区分						施業種	区域設定の考え方	面積(ha)
	木材	水源	山地	快適	保健	他			
函南北地域 1～36 林班	○	○					伐期の延長	豊富な森林資源を利用しつつ、水源涵養機能を発揮させる。	1592.59
	○	○	○				長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、土砂流出防備保安林に指定されている。	161.89
	○	○			○		長伐期	富士箱根伊豆国立公園に指定されており、自然環境に恵まれている。	256.33
	○	○	○		○		長伐期	富士箱根伊豆国立公園に指定されており、自然環境に恵まれている。 山地災害の発生の危険性が高く、土砂流出防備保安林に指定されている。	115.89
	○	○		○			長伐期	旧熱函道路周辺で交通の障害を除去することが必要な森林。 町民の日常生活に深く係わりのある森林。	4.21
		○			○		複層林(択伐)	函南原生林	272.45
函南南地域 37～59 林班	○	○					伐期の延長	豊富な森林資源を利用しつつ、水源涵養機能を発揮させる。	834.22
	○	○			○		長伐期	富士箱根伊豆国立公園に指定されており、自然環境に恵まれている。	106.35
	○	○	○				長伐期	山地災害の発生の危険性が高く、土砂流出防備保安林に指定されている。	62.62
	○	○	○		○		長伐期	富士箱根伊豆国立公園に指定されており、自然環境に恵まれている。 山地災害の発生の危険性が高く、土砂流出防備保安林に指定されている。	74.22
	○	○		○			長伐期	熱函道路周辺で交通の障害を除去することが必要な森林。	7.49
函南西地域 60 林班	○	○	○		○		長伐期	水源涵養機能を発揮させる。 町民と自然とのふれあいの場が整備されている。 山地災害の発生の危険性が高く、土砂流出防備保安林に指定されている。	79.61

※　機能区分は、森林の機能の維持増進を図るための森林を示す。

表１－２－８　森林の区域（機能別）

区　分		森林の所在	面積（ha）
木材等生産機能維持増進森林		別添一覧及び図面のとおり	3,295.42
	特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	0
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	別添一覧及び図面のとおり	3,567.87
	山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林	別添一覧及び図面のとおり	494.23
	快適環境形成機能維持増進森林	別添一覧及び図面のとおり	11.70
	保健文化機能維持増進森林	別添一覧及び図面のとおり	904.85

※１　重複して指定している森林があるほか、森林の機能の維持増進を図る森林の設定をしない森林があるため、面積の合計は、計画対象森林の面積とは一致しない。

表１－２－９　森林の区域（施業種別）

施業種	森林の所在	面積（ha）
通常伐期	別添一覧及び図面のとおり	0.00
伐期の延長	別添一覧及び図面のとおり	2,426.81
長伐期	別添一覧及び図面のとおり	868.61
択伐による複層林	別添一覧及び図面のとおり	272.45
合計		3,567.87

※詳細な森林の所在は、付属の概要図を参照。

４　その他必要な事項

（１）　伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

該当なし

（２）　特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成 18 年静岡県条例第 19 号）第２条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア　特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ･ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の区域と整備、保全の考え方を表１－２-10 のとおり定める。

イ　特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、林道の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備、保全の考え方を表１－２-10 のとおり定める。

（３）　函南原生林の施業方針

「函南原生林」については原則禁伐とする。

表１－２-10　特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類		森林の整備･保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林		・伐採方法は皆伐又は間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・伐採率は、本数換算でおおむね 40％とし、本数換算で 35％を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね 40％を上回らないこととする。
	森林の区域	別紙のとおり　【面積　255.68ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林		・広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね 50％以内とする。 ・竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。
	森林の区域	別紙のとおり　【面積　47.66ha】

（4） 竹林の取扱い

放置された竹林が周辺の森林や農地に拡大していることから、竹林の取扱いを表１－２-11 のとおり定める。

表１－２-11　竹林の取扱い

管理の目的		整備･保全の考え方
資源として整備、利用	･たけのこ、竹材の生産	･生産目的に合わせた適正管理を推進 ･生産、流通、加工体制の整備 ･利用技術の開発、バイオマス利用 ･地域の特産品等としての活用
竹林として整備、保全	･竹林の景観、文化、環境形成機能等の保全 ･竹林の防災機能の活用 ･憩いの場、教育の場等として活用	･目的に合わせた適正管理を推進 ･管理体制の整備及び管理に関する支援
竹林としてではなく、森林の保全･再生を優先	･森林景観及び環境の保全 ･ふれあいの場、体験教育の場等として活用 ･防災機能等の確保	･竹林の拡大防止 ･伐採や枯殺後、樹種転換 ･地域住民や NPO 等との協働による森林づくり

第３　森林施業の合理化に関する基本方針

本町の森林整備を総合的かつ計画的に実施するため、森林施業の合理化の基本方針を次のとおり定める。

１　森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

森林の経営に関して意欲と実行力を有した林業経営体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託するなどして、面的にまとまった森林を対象に、林内路網の整備や主伐・再造林、利用間伐などの効率的な森林施業を実行することに対して支援をする。

２　森林施業の共同化の促進

林業経営体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を促進する。また、森林経営計画の作成や、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

３　林業に従事する者の養成及び育成･確保

本町内は森林施業を専門に行う林業経営体が存在しないが、近隣の森林の経営に関して実行力のあるものに対して、必要な情報提供、助言、指導等を行い、必要に応じて県と連携を図りながら人材の育成を促進する。

また、森林所有者等に対しては、近隣の林業者への施業の委託等での森林整備を働きかける。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項 （法第 10 条の５第２項第２～４号及び第６～８号並びに第３項第１～３号）

第１ 伐採に関する事項（法第 10 条の５第２項第２号）

１ 伐採の方法

（１） 立木竹の伐採

立木竹の伐採について表２－１－１のとおり定める。

表２－１－１ 立木竹の伐採の方法

区分	指針	
主伐 （更新を伴う伐採）	皆伐	・主伐のうち、択伐以外のもの。 ・気候、地形、土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、次のことに配慮して行うもの。 ➢ 適切な伐採区域の形状 ➢ 1 箇所あたりの伐採面積の規模 ➢ 伐採区域のモザイク的配置 ・伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け、適確な更新を図るもの。
	択伐	・主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うもの。 ・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持増進するものとし、適切な伐採率によって実施するもの。 ・適切な伐採率とは、材積率 30%以下とする。ただし、伐採後に人工造林を行う場合には 40%以下とする。
間伐 （更新を伴わない伐採）	立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的の樹種の一部を伐採して行うものであって、伐採後、一定の期間内に林冠が閉鎖するもの。	

（２） 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表２－１－２のとおり定める。

表２－１－２　伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指　　針
共通事項	適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいう。 適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。 ・伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・林地の保全及び公益的機能を考慮し、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 ・野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 ・『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和３年３月 16 日２林整整第 1157 号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。 ・花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を加速化します。
育成単層林	育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫獣害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11 月から 3 月に伐採するものとする。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとする。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。
育成複層林	育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・伐採の方法は、材積率 70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率 70%以上の伐採も行えるものとする。

	・ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとする。 ア　伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は 40%（材積率）を上限とする。 イ　伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は 30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。
天然生林	･主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。

※用語説明

・育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。

・育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

・天然生林　：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

２　標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表２－１－３のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではない。

表２－１－３　標準伐期齢

地区	樹種（林齢）					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギコナラ	その他広葉樹
全域	40	45	35	50	15	25

※ マツは、クロマツ及びアカマツを指す。

第２　造林に関する事項（法第 10 条の５第２項第３号）

１　人工造林に関する事項

（１）　人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表２－２－１のとおり定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システム等、効率的な造林に努めるものとする。

表２－２－１　人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヒメシャラ、サクラ類

※１　スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長に優れたエリートツリーをはじめとする花粉の少ない苗木の増加に努めるものとする。

※２　クロマツ及びアカマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。

※３　定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の産業振興課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

（２）　人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表２－２－２に定める。

表２－２－２　人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	

※１　マツ類は、アカマツとクロマツを指す。

※２　標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、町の産業振興課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

※３　現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、産業振興課と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ　人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表２－２－３に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連携して行う一貫作業システム等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない苗木の植栽に努めるものとする。

ただし、奥山等のため継続的な資源の循環利用が困難な場合等は、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換に努めることとする。

表２－２－３　人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	・植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 ・気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。	－
更新	・原則として植栽とする。 ・植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施する。	・原則として樹下植栽とする。 ・隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。 ・植栽する本数は、表２－２－２に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。

（３）　伐採跡地の人工造林をすべき期間

人工造林により更新を図る森林の伐採跡地においては、森林の多面的機能の維持及び早期回復を図るため、表２－２－４に定める期間内において更新を完了するものとする。

表２－２－４　伐採跡地の人工造林をすべき期間

区分	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆伐	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内
択伐 （伐採率 40%以下）	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内

２　天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

（１）　天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表２−２−５のとおり定める。

表２−２−５　天然更新対象樹種

天然更新対象樹種		
天然更新対象樹種		アカマツ、クロマツ、モミ、 ヤシャブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、 クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、 クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、 カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、 ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、 カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、 アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、 ハリギリ、ヒメシャラ
	ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、 タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、 アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※　「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径 40 ㎝以上、おおむね 80 年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

（２） 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を表２－２－６に定め、天然更新すべき立木の期待成立本数を表２－２－７に定める。

また、天然更新に当たっては、必要に応じて表２－２－８に定める天然更新補助作業を実施するものとする。併せて、シカ等の食害が予測される地域では、必要に応じて防護柵等による食害防止対策を実施するものとする。

表２－２－６　天然更新の標準的な方法

区分	標準的な方法
天然下種更新	種子が自然に落下して発芽、成長することで図られる更新。 天然下種更新は、周辺の母樹の状況を把握した上で行い、状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。
ぼう芽更新	根株からの発芽（ぼう芽)、成長によって図られる更新。 ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて、芽かき又は植込みを行うこととする。

表２－２－７　天然更新すべき立木の期待成立本数

区分	本数
期待成立本数	6,000 本/ha

表２－２－８　天然更新補助作業

補助作業	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こしや枝条整理等を行う。
刈出し	ササなどの下層植生によって、天然に発生した稚樹の生育が阻害されている箇所において、下草刈りや清掃作業を行う。
植込み	天然に発生した稚樹の生育状況等を考慮し、天然更新の不十分な箇所においては、必要な本数を植栽する。
芽かき (ぼう芽整理)	ぼう芽の優劣が明らかとなる頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を１株当たりの仕立て本数４～５本を目安としてぼう芽整理を行う。 ２回目は４年目に実施し、１株当たりの仕立て本数は２～３本とする。

（３） 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する多面的機能の発揮のためには、伐採跡地を早期に森林に回復する必要がある。このことから、天然更新を図る森林においては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に、天然更新を完了させるものとする。

（4） 天然更新完了の確認

天然更新を図る森林においては、皆伐後５年以内に静岡県天然更新完了基準に基づき、次に定める手順により更新状況の確認調査を行う。

ア　確認調査の方法

・調査の時期は、伐採後５年以内とする。
・調査方法としては、まず目視によって基準を満たしているかを判断する。
・明らかに基準を満たしているとの判断がつかない場合には、プロット調査を行う。
・プロット調査の内容は、天然更新すべき立木の樹種名と本数とする。
・プロットの設定方法は、以下のとおりとする。
　・ プロットの大きさは５ｍ×５ｍ(25 ㎡）とし、２箇所以上設ける。
　・ プロットは、対象地の地形や植生等を考慮の上、平均的な箇所を選択する。
　・ 対象地の後継樹の発生状況が均一でない場合は、区分けして調査することができる。（後継樹とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹・ぼう芽枝のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種を指す)。

イ　天然更新の完了基準

天然更新の完了基準を表２－２－９のとおり定める。

表２－２－９　天然更新の完了基準

項目	基準
完了の基準	・天然更新すべき立木（表２－２－５で定める樹種で樹高が２ｍ以上のもの）の本数が、期待成立本数の３割以上で、かつ均等に生育している状態である。 ・プロット調査においては、すべてのプロットが基準を満たしている。
天然更新すべき立木の本数の下限値	・期待成立本数の３割（＝1,800 本/ha） ・ただし、気象や土壌等の条件により、上記基準を適用することが明らかに困難な場合は、伐採前の森林や周辺の森林を参考にして、1,000 本/ha を下限とすることができる。

ウ　基準を満たしていない場合の対応

確認調査の結果、天然更新の完了基準を満たしていない場合には、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年以内に、天然更新補助作業を実施して天然更新を完了させる又は植栽を行うものとする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

天然更新に必要な母樹やぼう芽更新に適した立木の有無、林床の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、既往の主伐箇所における更新状況、自然条件及び森林の回復に対する社会的要請等を考慮して、伐採後の適確な天然更新が期待できないと認められ、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準を次の通り定める。

・　表２－２－５に示す天然更新対象樹種の種子の供給の具体性及び稚樹の存在の有無、萌芽更新の確実性、鳥獣による稚樹の食害の恐れがある場合の獣害防止対策など、伐採後５年以内に天然更新が達成すると見込まれる具体的な計画が無い場合。

（２）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

３(1)の基準により、その存在が明らかな森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」として表２-２-10 に定める。
また、表２-２-10 以外の森林においても、５ha 以上の皆伐予定地で、３(1)の基準に該当する場合は、植栽を原則とする。

表２-２-10 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積（ha）	備考
5～11、14～15、24～31、49～54 林班	1,994.89	針葉樹人工林のみ

※伐採木が広葉樹であっても、天然更新が期待できないと認められる森林は植栽をすることとする。

４　森林法第 10 条の９第４項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第 10 条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

（１）　更新にかかる対象樹種

法第 10 条の９第４項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア　人工造林の場合

表２-２-１に定める樹種とする。

イ　天然更新の場合

表２-２-５に定める樹種とする。

（２）　生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数は、6,000 本/ha とする。

第３　保育・間伐に関する事項（法第 10 条の５第２項第４号）

保育及び間伐は、森林の立木の生育の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために実施するものとし、その標準的な方法等を次のとおり定める。

１　保育の作業種別の標準的な方法

保育の作業種とその標準的な方法を表２－３－１のとおり定める。

表２－３－１　保育の標準的な方法

種類	樹種	実施林齢及び時期等
下刈	スギ ヒノキ	林齢：10 年生までのうち、下草が繁茂し造林木の成長を著しく阻害する時に実施するものとするが、状況に応じて、回数の削減や実施期間の短縮に努める 時期：６～７月頃を目安
つる切り	スギ ヒノキ	林齢：つるが繁茂する状況に応じて実施 時期：下刈及び除伐時
除伐	スギ ヒノキ	時期：下刈り終了後に、育成目的樹種とそれ以外の樹種との競合が始まった時
枝打ち	スギ ヒノキ	林齢：枝下直径が７cm になった時に実施 方法：直径５～６cm のところまで実施 「目標とする材長＋0.5m」の高さまで実施 時期：11 月～２月上旬頃
その他	―	造林地の野生動物による食害対策として、忌避剤の塗布や防護柵の設置等を実施

２　間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表※1」を利用し、表２－３－２に示す指針に従って実施する。

表２－３－２　間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	・間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度 10 分の８以上とする。 ・間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数（Ry）※2」を用いるものとし、その値を表２－３－３に定める。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表２－３－４に定める。
間伐率 間伐回数	・間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。 ・材積による伐採率の上限は 35%を標準とする。 ・５年後に樹冠疎密度が 10 分の８以上に回復することが確実である

	と認められる範囲内とする。
選木の方法	・選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 ・保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 ・８齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	・利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。 ・地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。

※１　「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例は下表のとおり。

＜「新・システム収穫表」による試算の一例＞

年生	施業	本数 伐採率	伐採後本数 (本/ha)	伐採後収量 比数(Ry)	平均胸高 直径(cm)	伐採材積 (m^3/ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

※　樹種ヒノキ、15 年生時立木本数 2,750 本/ha、地位Ⅲの条件で、長伐期施業（90 年生を伐期）とした場合

※２　「収量比数（Ry)」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び１に近づいていく。

表２－３－３　収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表２－３－４　平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	15 年

３　計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

該当なし

第４　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

（法第 10 条の５第２項第８号）

１　作業路網の整備に関する事項

ここでは、森林施業を低コストで効率的に行うために必要な作業路網の整備に関する事項を示す。作業路網については表２－４－１に定義する。

表２－４－１　作業路網の区分と定義

区分		定義
基幹路網	林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線となるもの。
	林業専用道	主として森林施業のために特定の者が利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、普通自動車（10t 積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワーダ等）の輸送能力に応じた必要最小限の規格・構造を有することにより、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。
細部路網	森林作業道	森林作業のために特定の者が利用し、主として林業機械（トラックを含む）の走行を予定するもの。

（１）　作業路網の密度に関する事項

森林施業を低コストで効率的に行うため、施業を一体的に行う森林について、森林の傾斜等に応じてあらかじめ作業システム（車両系又は架線系）を定め、表２－４－２に掲げる作業路網の密度を目安として林道及び林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

表２－４－２　作業路網の密度

傾斜区分	作業システム	路網密度	うち基幹路網
緩傾斜地（ 0～ 15°）	車両系	110m/ha 以上	30～40m/ha 以上
中傾斜地（15～ 30°）	車両系	85m/ha 以上	23～34m/ha 以上
	架線系	25m/ha 以上	
急傾斜地（30～ 35°）	車両系	60m<50m>/ha 以上	16～26m/ha 以上
	架線系	20m<15m>/ha 以上	
急峻地（35° ～ ）	架線系	5m/ha 以上	5～15m/ha 以上

注）　「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

（２） 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表２－４－３に示す規格（林道規程）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表２－４－３　基幹路網の規格・構造

区　分			規　格（林道規程）		車道幅員	通行車両
基幹路網	林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第１種及び第２種	自動車道１級	4.0m(3.0m)	一般車両、林業用車両
				自動車道２級	3.0m	
			第２種	自動車道３級	2.0m	
	林業専用道		第２種	自動車道２級	3.0m	林業用車両 (10t 積トラック)

※第１種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第２種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の整備計画を表２－４－４に示す。詳細な計画は、別紙及び付属の概要図による。

表２－４－４　基幹路網の整備計画

整備計画	路線数	延長又は箇所数
林道の改良（拡張）	１路線	３　箇所
林道の改良（舗装）	２路線	2.2　km

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

（３） 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意事項

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備や木材の搬出のため、継続的に用いられる道であり、表２－４－５に示す通行車両による使用を想定し、また、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

また、森林作業道の開設は、「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表２－４－５　森林作業道の規格

区分	幅員	通行車両（林業用車両）
森林作業道	全幅員 2.5m以上	車両系林業機械又はトラック
	全幅員 2.5m未満	車両系林業機械（車体幅 2.0m程度）

イ　細部路網の維持管理に関する事項

「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

（４）　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

表２－４－４に掲げる計画に沿って、基幹路網の整備を推進していく。

また、林道等の基幹路網から 200m 以内で、傾斜が 35 度未満の森林は木材生産に適しており、こうした森林においては、細部路網の整備を推進し、利用間伐等による木材生産を促進していく。

とくに、表２－４－４に掲げた計画期間内に整備する基幹路網の周辺の森林を路網整備等推進区域として設定し、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進していく。

表２－４－６　路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	路線	延長(m)	対図番号	備考
桑原地区	1,039.66	箱根山線	8,168	1	
桑原地区	180.67	中尾線	1,096	2	
桑原地区	51.68	庚申松城山線	1,149	3	

※　詳細な位置は、付属の概要図を参照。

２　その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

（法第 10 条の５第２項第６号）

１　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本町の森林は小規模零細な所有形態が多数を占めており、加えて森林施業の受委託も限定的であり、効率的な森林施業が困難な状況である。

そこで、隣接する複数の所有者の森林を取りまとめて、数十 ha の施業団地とした上で、作業道の整備や間伐などの森林施業を一括して行えるよう、森林の育成や利用に関する事項を意欲と実行力のある林業経営体へ委託することを促進し、効率的な森林の経営を図っていく。

２　森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

施業の集約化や計画的な路網整備等に関する意欲と実行力のある者に対して必要な情報の提供、必要な助言、指導その他の援助を積極的に行っていく。また、森林の施業を効率的かつ適切に行っていくためには、森林に関する正確な情報の把握が重要であることから、森林情報の精度向上に努める。

３　森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、森林経営計画を作成するにあたっては、森林所有者と次の権原が付与された契約（以下「森林経営委託契約」という。）を締結する必要がある。

なお、すでに、森林所有者と長期施業受委託契約を締結している場合であっても、森林経営計画を作成するにあたっては、「森林経営委託契約」の締結が必要であることから、現行の契約内容を確認し、必要に応じて新規契約や変更契約を行うものとする。

①　造林、保育及び伐採に必要な育成権原
②　①に基づき伐採した木竹の処分権原
③　森林の保護や作業路網の整備等に関する権原

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の活用については、引き続き当町の森林経営管理に関する実情を把握し、継続的に検討する。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項（法第 10 条の５第２項第６号）

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で、施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

森林施業の共同化を促進するために、一体として行う森林施業に適した森林を抽出するとともに、その森林所有者等の間で森林施業の集約化のための合意形成が図られるよう、指導・助言する。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

集落あるいは一体として行う森林施業に適した森林の所有者等に呼びかけ、森林施業に関する話し合いの場を創出し、森林施業の共同化を図る。

また、啓発及び普及活動を行い、当該森林所有者等に対して施業実施協定への参画を促す。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）が、森林経営計画を作成するにあたっては、次の事項を明記する。

①　共同して行う森林施業及び保護の種類並びにその実施方法

②　作業路網その他施設の設置及び維持管理の方法

③　共同施業実施者の一人が、上記①又は②により明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、施業の共同実施の実効性を担保するための措置

第７　その他森林整備に関する必要な事項（法第 10 条の５第３項第１号から第３号）

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

２　林業機械の導入の促進に関する事項

地形や地質、森林資源状況、経営にかかるコストを総合的に考慮し、適切な路網整備と林業機械の組み合わせにより労働生産性を高め、表２－７－１をモデルとする低コスト生産システムの構築を目指す。

表２－７－１　生産システムのモデル

システム	傾斜	最大到達距離（m）		伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
		基幹路網から	細部路網から				
車両系	緩	150～200	30～75	チェーンソー	グラップル	チェーンソープロセッサ	フォワーダトラック
	中	200～300	40～100	チェーンソー	グラップル	チェーンソープロセッサ	フォワーダトラック
	急	300～500	50～125	チェーンソー	グラップルウィンチ	チェーンソープロセッサ	フォワーダトラック

３　林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

Ⅲ 森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

（法第 10 条の５第２項第９号及び第 10 号）

第１　森林の病害虫の駆除又は予防の方法等

１　森林病害虫の駆除並びに予防の方針及び方法

本町は、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める。特に、ナラ枯れ被害対策については、表３－１－１に示す方針に則って適切に行う。

なお、森林病害虫等の蔓延により緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合には、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

表３－１－１　ナラ枯れ被害対策方針

項　　目	方　針
ナラ枯れ被害対策	地域で被害の早期発見・監視に努め、初期段階で、適切な調査を推進する。

２　森林病害虫の駆除及び予防の体制作りの方針

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などのため、森林所有者を始め、地域住民への呼びかけを行い、森林病害虫の被害木等の情報収集に努める。

第２　鳥獣による森林被害対策の方法

１　鳥獣害防止森林区域の設定

森林生態系多様性基礎調査の結果等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下、鳥獣害防止森林区域という。）を表３－２－１に定める。

表３－２－１　鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	６～10、14 林班	678.53

２　鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、表３－２－２に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に即して本町が作成した「函南町鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表３－２－２　鳥獣害の防止の方法等

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	・ 鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。 ・ 植栽木等の保護は、防護柵や筒状食害防止材、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。 ・ 防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。 ・ 捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）により行う。

３　その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

鳥獣害防止森林区域外の森林においても、鳥獣害防止施設の設置等による鳥獣害の防止に努めるものとする。

なお、鳥獣害の防止の方法等は、２の防止の方法に準じるものとする。

４　鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認等

現地調査による確認のほか、森林施業を行う林業経営体や森林所有者等からの情報の収集に努める。

なお、鳥獣害の防止の方法が適切に実施されていない場合は、森林所有者等に対して指導・助言等を行う。

第３　林野火災の予防の方法

林野火災を予防するため、以下の方針に則った取組を行う。

・初期消火器材の配備を進めるとともに、山火事発生の未然防止に努める。
・山火事発生の危険性が高い、入山者やドライバーの入り込む地域において、タバコ及びたき火の後始末を徹底するよう周知する。
・林業従事者に対して、火気の取扱いに対する指導を行い、山火事予防への意識を啓発する。
・火入れを実施する場合には、「函南町火入れに関する条例」に基づき適切に実施するよう指導する。

第４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除については、伐倒駆除等の処理を基本とするが、やむを得ず火入れを実施する場合には、「函南町火入れに関する条例」に基づき実施し、林野火災や周辺への延焼等の災害の発生に繋がらないよう安全管理に十分配慮するものとする。

第５ その他必要な事項

１　病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

２　その他

森林病害虫及び山火事等を未然に防止するとともに、森林巡視等に役立てるため、防火林道（出火時に消防自動車が消火活動をするための道）及び標識等の設置を推進する。

また、台風等による造林木の風倒害が発生している森林の施業については、細心の注意を払って行うよう指導する。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第５条の２）

第１　保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林を保健機能森林として定め、その森林の区域を表４－１－１に示す。

表４－１－１　保健機能森林の所在

森林の所在		森林の林種別面積（ha）						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
桑原字二ノ洞	９い１、４－１ ５－１、６－１ ９ろ１－１、 ３－３、 ３－４ 11 ろ 12 14 は１	14.01	8.24	5.77	－	－	－	

第２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

保健機能森林の区域内の森林における施業の方法は、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる明るく色調に変化を有する森林を維持・誘導することを基本とし、表４－２－１のとおり定める。

表４－２－１　保健機能森林の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	・間伐を繰り返し、複層林や自然力を生かした混交林に誘導する。 ・伐採に伴う裸地面積の縮小を図る。
造林	・周囲の自然林等との調和を図った樹種による早期の再造林に努める。 ・特に地域独自の景観等の形成が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のため、特定の樹種の広葉樹を植栽する。
保育	・利用者が快適に散策等を楽しめるよう、適度な林内の明るさを維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行う。
その他	・保健・風致の保存等のため、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・施業は、地域の林業経営体が主体となって行うとともに、森林ボランティア活動や森林環境教育の場等として多様に活用する。

第３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

１　森林保健施設の整備

整備することが望ましい森林保健施設とその整備、維持、運営等にあたっての留意事項を表４－３－１のとおり定める。

表４－３－１　施設の整備

整備することが望ましい施設	留意事項
遊歩道	遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適に利用できるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行う。

２　立木の期待平均樹高

施設の整備において、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を表４－３－２に示す。

表４－３－２　立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高（m）	備考
スギ	18	
ヒノキ	18	

第４　その他必要な事項

管理・運営は、自然環境の保全と森林の保全とが両立し、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制・施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項（法第 10 条の５第３項第４号）

第１　森林経営計画の作成に関する事項

１　森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するように指導する。

・Ⅰの第２の２に示す公益的機能別施業森林の施業方法
・Ⅱの第２の３に示す植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
・Ⅱの第５の３に示す森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３に示す共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
・Ⅲに示す森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

２　一体整備相当区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域（以下、一体整備相当区域という。）を表５－１－１に定める。

表５－１－１　一体整備相当区域

区域名	林班	区域面積（ha）
函南北	１～36	2,403.36
函南南	37～60	1,164.51

第２　生活環境の整備に関する事項

該当なし

第３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町は、町内の森林で生産された木材を使った木工教室や、町内で生産された林産物を出品する物産展等について、町内公共施設にポスター等を展示するなど、森林資源の活用に対する PR を積極的に行っていく。

第４　森林の総合利用の推進に関する事項

原生の森周辺については、森林と触れ合える町民の憩いの場として整備されているが、今後とも枯損木の伐倒、不良木の除去や郷土樹種の植栽、遊歩道の維持管理の整備を図っていく。

また、森林の総合利用に必要な施設の整備計画を表５－４－１に掲げる。

表５－４－１　森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
原生の森公園	桑原字二ノ洞	14.01ha 管理棟１ 遊歩道	－	－	▽1

第５　住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるために、次に掲げる取り組み等を行っていく。

・町民の森づくり事業を通じて、年に１回、町民に間伐や下草刈り等の作業を体験してもらい、地域住民への森林・林業への関心を高めるように努める。
・住民が森林内で気軽に活動できるよう、作業路、遊歩道、休憩施設等への整備を行う。

第６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づき経営管理権を設定した森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業による森林整備を推進する森林は下表のとおり。

表５－６－１　市町村森林経営管理事業対象森林

区域	作業種	面積(ha)	備考
該当なし			

これらの対象森林において、自然条件等が極めて悪い森林については、針葉樹と広葉樹が混在する針広混交林化を図るなど、維持管理に費用や手間を要さない自然に近い森林に誘導する。

今後の経済状況等次第では林業経営が十分に可能となり得るような森林については、枯損木及び危険木の伐採により林業経営が再開し得るように環境を維持するような経営管理を行う。

森林経営管理制度に基づき経営管理権を設定した森林のうち、計画期間内に森林経営管理実施権により再委託する森林は下表のとおり。

表５－６－２　森林経営管理実施権の設定による再委託対象森林

区域	作業種	面積(ha)	備考
該当なし			

これらの対象森林においては、木材利用を進めながら経営管理を行う。

第７ その他必要な事項

１　施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林、自然公園、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該法令等に基づく施業を実施する。また、複数法令等による施業の制限を受けている場合は、より制限が強い法令等に基づく施業方法で行うものとする。

２　森林の土地の保全に関して留意すべき事項

森林の保全については、適切な施業の推進、管理及び保安施設事業の計画的な実施を通じて、森林の有する水源の涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・固定、環境の保全といった公益的機能の維持増進を図るとともに、伐採造林届出制度、保安林制度及び林地開発許可制度の適切な運用を図る。

また、近年頻発する集中豪雨等による水害を防止するために、流域治水の取組と連携するとともに、流木被害を防止するため、伐採木の適正な処理や渓流域での危険木の除去等に努める。

３　土地の形質の変更に当たり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更に当たっては、次の事項に留意する。

（１）　保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外の転用は行わないものとする。

（２）　保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、及び下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用、景観等の生活環境条件を考慮し、次の４点に留意した上で、森林の適正な利用を図る。

ア　土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
イ　水害を発生させるおそれがないこと
ウ　水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
エ　環境を著しく悪化させるおそれがないこと

４　環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

函南原生林については、自然環境の保全、保護についての啓蒙の場として、歴史的経緯の役割が大きいことから、その保全に努めるものとする。

５　公有林の整備に関する事項

本町が所有している公有林を中心に、地域の規範となるよう、保育、間伐等を実施し適正な管理を行う。

６　良好な森林景観の形成に関する事項

本町には、日本を代表して大英博物館に展示された重要文化財「阿弥陀三尊像」をはじめ、重要な仏像文化財、国指定史跡である「柏谷横穴群」、「箱根旧街道の

山中一里塚・石畳」等、人と自然が共存し残してきた歴史ある史跡がある。

また、国指定天然記念物の「丹那断層」をはじめ、国の選定による水源の森百選に選ばれた「函南原生林」、伊豆・相模など昔の十国を一望し見渡すことのできることから名前が付けられた「十国峠」等、美しく豊かな自然が作り出した景観良好なスポットが多数存在する。

これら史跡や景観良好な名所の一部として森林の持つ景観的役割も欠かせないため、美しい自然景観を損なわないよう調和を図る。

図３　　函南町イラストマップ・施設案内図

十国峠

丹那断層公園

火雷神社

柏谷横穴群

箱根旧街道の山中一里塚・石畳

木立キャンプ場

7　森林所有者への働き掛けによる森林整備の推進

森林の経営に関して意欲と実行力のある事業者が町内各地区において、森林所有者に対して森林整備の働きかけを行ったところ、令和元年度に約 45ha、令和２年度に約 63ha の森林整備が進んだ。

森林整備を進めるため、関係機関と連携して、所有者に対する働きかけを継続する。

８　公共建築物での木材利用

本町の公共建築物について、平成 24 年度に開館したかんなみ仏の里美術館は内外装に木材を多く使用しており、今後も積極的な木材利用を図る。

このほかの公共建築物の整備においても、函南町公共建築物等における木材利用の促進に関する方針（平成 25 年２月７日策定）に基づき、可能な限り木造化又は内装の木質化を図り、町が率先して木材利用に取り組むとともに、町内での木材利用を促進する。

かんなみ仏の里美術館

９　地域の生物多様性保全に配慮した森林施業の推進に関する事項

函南原生林については、様々な樹種、林分構造、林齢などを考慮し、生物多様性に配慮するため、その保全に努めるものとする。

また、森林施業において人工林周辺の天然林等や渓流沿いの森林を保残することで森林の連結性を維持し、多様な生物の生息地を保全していく。

別紙

基幹路網の整備計画

（単位　開設・舗装：km、改良：箇所）

開設/拡張	種類	区分	位置	路線名	計画期区分	延長/箇所	利用区域面積	うち前半5年分	対図番号	備考
拡張	自動車道	改良	函南町桑原	箱根山線	前期 後期 計	1 2 3	533	○	1	局部改良
			計	1路線	前期 後期 計	1 2 3	533			
拡張	自動車道	舗装	函南町桑原	中尾線	前期 後期 計	0.5 0.6 1.1	86	○	2	
拡張	自動車道	舗装	函南町桑原	庚申松城山線	前期 後期 計	0.5 0.6 1.1	32	○	3	
			計	2路線	前期 後期 計	1.0 1.2 2.2	118			

※　森林管理道には林業専用道を含む